明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府令〕

○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九四）　二

○次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（同九五）　三

〔省令〕

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務五九）　三

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同六〇）　四

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二七）　四

〔規則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（公正取引委四）　四

〔告示〕

○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学一五四）　五

○租税特別措置法施行規則第十八条の十五第六項及び第七項の経済産業大臣の認定に関する手続を定める件の一部を改正する告示（経済産業一七九）　七

○新千歳空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通一二四三）　八

○広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件（環境六四）　八

○道路に関する件（九州地方整備局一〇二～一〇六）　八

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（岐阜県公安委一六）　八

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（京都府公安委一八八）　八

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（宮崎県公安委一〇四）　九

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

官庁事項

北海道開発局公示（北海道開発局）　九

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示四、埼玉同二～六、島根同三）　九

〔公告〕

諸事項

官庁

無縁墳墓等改葬関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　二九

# 府　令

**○内閣府令第九十四号**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室）<br>**第六条**　取引部取引企画課に、取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室を置く。<br>［2～5　略］<br>6　フリーランス取引適正化室は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務をつかさどる。<br>7　［略］ | （取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室）<br>**第六条**　取引部取引企画課に、取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室を置く。<br>［2～5　同上］<br>6　フリーランス取引適正化室は、業務委託の相手方である事業者（個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。）に係る取引の適正化に関する事務をつかさどる。<br>7　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

**○内閣府令第九十五号**

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十九条第三項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令

（対象範囲）

**第一条**　特定事業主は、次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第三項の規定により職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況の把握、分析及び目標の設定（以下「把握分析等」という。）を行うに当たっては、次に掲げる国の職員については、これをその対象に含まないものとする。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項各号（第十三号、第十四号及び第十六号を除く。）に掲げる職員

二　委員、顧問、参与又はこれらの者に準ずる者の職にある職員で常勤を要しないもの

三　給与又は報酬が支給されないことが法令で定められている職にある職員

2　特定事業主は、把握分析等を行うに当たっては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第一号及び第六号に掲げる職員については、これをその対象に含まないものとする。

3　特定事業主は、把握分析等を行うに当たっては、次に掲げる地方公共団体の職員については、これをその対象に含まないものとすることができる。

一　地方公務員法第三条第三項第一号の二から第五号までに掲げる職員

二　給与又は報酬が支給されないことが法令又は条例で定められている職にある職員（育児休業等）

**第二条**　法第十九条第三項に規定する育児休業等のうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　配偶者出産休暇（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第九号に規定する休暇その他これらに類する休暇であって法令又は地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定めるものをいう。以下同じ。）

二　育児参加のための休暇（人事院規則一五―一四第二十二条第一項第十号に規定する休暇その他これらに類する休暇であって法令又は地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定めるものをいう。以下同じ。）

（育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況の把握）

**第三条**　特定事業主が、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、当該計画を定め、又は変更しようとするときから遡っておおむね二年以内の一年間における職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況に関し、次に掲げる事項を把握するものとする。

一　男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をした者の数の割合及び育児休業の取得期間の分布状況

二　男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した者の数の割合

三　職員の勤務時間の状況に関する次に掲げる事項

イ　国の行政機関の内部部局、地方公共団体の機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条及び第百五十六条の規定により設置された行政機関を除く。）その他国又は地方公共団体のこれらに類する機関（以下「内部部局等」という。）に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める正規の勤務時間その他これらに類する勤務時間であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限（人事院規則一五―一四第十六条の二の二第一項に規定する上限、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める上限その他これらに類する上限であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した職員数

ロ　内部部局等以外に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

（把握項目の分析）

**第四条**　特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、前条の規定により把握した事項について、それぞれ法第七条第一項に定める行動計画策定指針を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。

（法第十九条第二項第二号の目標）

**第五条**　特定事業主は、法第十九条第二項第二号の目標を同条第三項の規定により定量的に定めるに当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　男性職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって育児休業をした者の数の割合及び育児休業の取得期間の分布状況

二　内部部局等に勤務する職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）のうち、管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

三　内部部局等以外に勤務する職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）のうち、管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

**附　則**

この府令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

# 省　令

**○財務省令第五十九号**

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条及び第百十二条の二第二項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （組合による組合員情報等の登録） | （組合による組合員情報等の登録） |
| **第八十八条の二**　組合は、法第百十四条の二第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、令第四十九条第一項の規定による届出若しくは第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の二の二第一項の規定による届出又は前条第二項の規定による申告を受けた日から五日以内に、当該届出又は申告に係る組合員の資格に係る情報を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第百二十五条の二の二第一項第五号及び附則第二十五項において「国民健康保険団体連合会」という。）に提供するものとする。 | **第八十八条の二**　組合は、法第百十四条の二第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、令第四十九条第一項の規定による届出若しくは第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の二の二第一項の規定による届出又は前条第二項の規定による申告を受けた日から五日以内に、当該届出又は申告に係る組合員の資格に係る情報を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第百二十五条の二の二第一項第五号及び附則第二十五項において「国民健康保険団体連合会」という。）に提供するものとする。 |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |
| （社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） | （社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） |
| **第百二十五条の三**　［略］ | **第百二十五条の三**　［同上］ |
| ［2・3　略］ | ［2・3　同上］ |
| 4　法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び国（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国をいう。附則第二十五項において同じ。）とする。 | 4　法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。 |
| **附　則** | **附　則** |
| 25‖　防衛省の職員をもつて組織する組合は、当分の間、次の各号に掲げる業務を行うことができる。 | ［項を加える。］ |
| 一　組合員又は被扶養者の資格に係る情報を電磁的方法により国に提供すること | |
| 二　国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会から電磁的方法により防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項に規定する自衛官診療証記号・番号等を含む前号の情報の提供を受けること又は当該提供を受けた情報を電磁的方法により国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会に提供すること | |
| 三　その他電子資格確認に関し、国の求めに応じて必要な協力をすること | |
| 26‖　前項の規定が適用される間における第百二十五条の二の二第二項の規定の適用については、同項中「該当する」とあるのは、「該当する場合及び国が、防衛省の職員の給与 | ［項を加える。］ |

等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給に関する事務を行う」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。

**○財務省令第六十号**

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百五十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日　財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第十七項第二号中「第二条の四第七項」を「第二条の四第六項」に改め、同項第三号中「第二条の四第八項」を「第二条の四第七項」に改める。

附　則

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。

**○環境省令第二十七号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日　環境大臣　浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）<br>**第二条**　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。<br>一～八　（略）<br>九　特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第２条第４項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ、自動車用鉛蓄電池又はリチウム蓄電池（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は同項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車の部品に限る。）の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）<br>イ・ロ　（略）<br>十～十四　（略） | （一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）<br>**第二条**　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。<br>一～八　（略）<br>九　特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第２条第４項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）<br>イ・ロ　（略）<br>十～十四　（略） |

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

## 規　則

**○公正取引委員会規則第四号**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月三十一日　公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）<br>**第四条の二**　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。<br>［一～三　略］ | （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）<br>**第四条の二**　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあつては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。<br>［一～三　同上］ |

| | |
|---|---|
| 四　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務に関すること。 | 四　業務委託の相手方である事業者（個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。）に係る取引の適正化に関する事務に関すること。 |
| ［五～七　略］ | ［五～七　同上］ |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |
| （地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） | （地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） |
| **第五条**　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第四号及び第六号並びに前条第一項の事務を行うことができる。 | **第五条**　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第六号及び前条第一項の事務を行うことができる。 |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この規則は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。